

文 教 福 祉 常 任 委 員 会 記 録

令和5年1月11日(水) 午前9時57分～午前10時45分（9階909会議室）

○出席委員（9名）

委員長	白川 敏明
副委員長	川又 康彦
委員	山田 裕
委員	高木 直人
委員	佐原 真紀
委員	石山 波恵
委員	鈴木 正実
委員	羽田 房男
委員	山岸 清

○欠席委員（なし）

○案 件

所管事務調査 児童虐待防止への取組に関する調査

- (1) 委員長報告のまとめについて
- (2) その他

午前9時57分 開 議

（白川敏明委員長） ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

初めに、委員長報告のまとめについてを議題といたします。

前回の委員会におきまして、調査の振り返りを行い、提言項目と委員長報告の構成を協議しました。本日は、委員の皆様からいただいたご意見を基に正副委員長手元で委員長報告の素案を作成いたしましたので、その内容について協議したいと思います。

それでは、配付いたしました委員長報告案について説明いたしますので、タブレットの資料、令和5年1月11日委員長報告案をお開きください。概要を説明いたします。委員長報告の構成ですが、1、調査の目的、2、調査の経過、3、国、福島県の児童虐待の現状、4、本市の児童虐待の現状、5、国の対応の枠組みの変化、6、参考人招致による確認内容について、7、先進地視察における提言に関わる内容について、8、提言、9、結びとなります。

1の調査の目的、2の調査の経過でこれまでの調査の概要を説明します。

3、国、福島県の児童虐待の現状、4、本市の児童虐待の現状は、前回確認した内容と同様です。

5、国の対応の枠組みの変化では、提言につながるこども家庭庁の発足、児童福祉法改正についての2点を説明します。

6、参考人招致による確認内容については、福島愛育園の長谷川、遠藤参考人の養育者の孤立を防ぐこと、児童虐待の早期発見の重要性と、児童相談所の新田参考人の法整備と政府広報、児童虐待対応における市町村と児童相談所の役割の違いと、福島大学の安部参考人の予防教育の重要性、虐待児童への教育面の影響について説明します。

7、先進地視察における提言に関わる内容については、先進地視察の概要について、共通していた取組を関係機関との連携に関わる取組と児童虐待対応における明確なルールや取決めに関する取組の2点に分けて説明します。

8、提言については、児童虐待予防の取組の強化、庁内の支援体制と関係機関の連携の取組の強化、児童虐待対応ルールや協定締結などによる家庭支援の迅速化、プッシュ型情報発信の強化と虐待原因に合わせたアウトリーチ型支援の4点とします。前回の委員会でお示ししたケースワーカーを中心とした庁内体制の強化、マニュアルによる関係機関の虐待対応の支援は共通している部分があるため、庁内の支援体制と関係機関の連携の取組の強化の中にまとめております。また、前回の委員会でお示した本市の課題はそれぞれ提言の中に組み込んでいます。

9、結びは記載のとおりです。素案の概要についてのご説明は以上となります。

ここで、黙読の時間を10分ほどお取りしますので、確認をお願いいたします。

それでは、黙読ください。

【資料黙読】

(白川敏明委員長) それでは、こちらの内容についてご意見をいただきたいと思いますが、委員の皆様様に議論を深めていただくため、自由協議の形式で意見交換を行いたいと思います。発言許可は不要ですので、自由にご発言をいただき、委員会としての意見をまとめ、提言項目を決定したいと思えます。

それでは、録音を停止してください。

【この間自由協議】

(白川敏明委員長) ただいまご協議いただきましたが、まず1点目、7ページの13行目の、充実を、拡充とする。次に、英語表記の部分の具体的な表現については正副委員長手元で調整いただく。そして、9ページの8行目の、家庭を、家庭や子供本人とする。こんなところでよろしいですか。

(川又康彦委員) 8ページの3行目の市独自に具体的でわかりやすい対応マニュアルの部分により具体的な表現にというのも正副委員長手元のほうで協議させていただきます。

(白川敏明委員長) それでは、以上のように修正いたします。

本日委員の皆様からいただきましたご意見を再度正副委員長手元で調整いたしまして、次回の委員会におきましてご確認いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(白川敏明委員長) 次に、その他といたしまして、委員の皆様から何かございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(白川敏明委員長) なければ、以上で文教福祉常任委員会を閉会いたします。

午前10時45分 散 会

文教福祉常任委員長

白 川 敏 明